令和３年 第７回 琴浦町教育委員会　定例会　日程

と　き：令和３年６月２３日（水）13:30
ところ：まなびタウンとうはく　第１会議室

１　開　　会

２　議事録署名委員の指名
（田中委員、新田委員）

３　教育長報告

４　各課報告

５　議　　事
議案第 37 号　琴浦町フリースクール利用補助金要綱の一部改正について
議案第 38 号　琴浦町社会教育委員会委員の委嘱について

６　報告事項
報告第４号　専決処分（琴浦町会計年度任用職員の任用について）

７　その他

８　閉　　会

次回定例会：令和３年７月　　日（　）　　時　　分～

議案第３７号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部改正について

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱（令和２年琴浦町訓令第55号）の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第１５条第１項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和３年６月２３日　提　出

琴浦町教育委員会教育長　田中　清治

令和３年琴浦町訓令第　号

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱の一部を改正する訓令

琴浦町フリースクール利用料補助金交付要綱(令和２年琴浦町訓令第55号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第４条関係)

<table>
<tr><th>１　補助事業</th><th>２　補助対象者</th><th>３　補助対象経費</th><th>４　補助率</th><th>５　補助限度額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">フリースクールへの通学</td><td rowspan="2">次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するフリースクールに通学する児童・生徒
(１)　世帯の県民税所得割額と町税所得割額の合計額が、257,500円未満であること。
(２)　世帯における町税等の滞納がないこと。</td><td>(１)　通所経費(フリースクールへ支払う費用のうち月々又は定期的に支払うこととされる定額の学費の一月当たりの負担額。ただし、入所費のほか、教材費、実習費等の実費負担に係る費用は含まないものとする。)</td><td rowspan="2">10／10</td><td>２万円／月</td></tr>
<tr><td>(２)　交通費(フリースクールへの通学に係る交通費。ただし、公共交通機関(タクシーを除く。)に係る経費に限る。)</td><td>―</td></tr>
</table>

様式第１号中「

住所

申請者　氏名　　　　　　　　　　印

電話番号

」を「

住所

申請者　氏名　　　　　　　　　　※

（※）本人が手書きしない場合は、

記名押印してください。

電話番号

」に、「

円（利用料　　年　　月～　　年　月分）

」を「

円（利用料　　年　　月～　　年　月分）

円（交通費　　年　　月～　　年　月分）

」に、「

申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　印

」を「

申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　※

(※)本人が手書きしない場合は、

　　記名押印してください。

」に改める。

　様式第３号及び様式第４号中「

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

」を「

住所

氏名　　　　　　　　　　　　※

　(※)本人が手書きしない場合は、

　　　記名押印してください。

」に改める。

　　　附　則

　この訓令は、令和３年６月23日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

議案第３８号

琴浦町社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和２４年法律第２０７号）第１５条第２項並びに琴浦町社会教育委員に関する条例（平成１６年条例第９７号）第２条第２項の規定により次の者を委員に委嘱したいので、本委員会の同意を求める。

令和　３　年　６　月２３日　　　提　出

琴浦町教育委員会教育長　　　田　中　清　治

１　社会教育委員の氏名等

	氏　　　名	住　　　　　所	生　年	備　　考
１	小谷　友幸	琴浦町大字中村 33 番地	昭和 42 年	青少年教育
２	中原　豪	琴浦町大字逢束 581 番地	昭和 49 年	町 PTA 連合協議会長

※生涯学習センター運営審議会委員を兼ねる。

２　任　期　　令和３年４月１日～令和５年３月３１日

報告第４号

琴浦町会計年度任用職員の任用について

所　属	職　名	氏　名	就業場所等	任用年月日
社会教育課	公民館長	竹中　徳（めぐむ）	浦安地区公民館	令和３年６月１日